

専決処分について（立川市都市計画税条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 3 月 31 日

立川市長 酒 井 大 史

立川市都市計画税条例の一部を改正する条例

立川市都市計画税条例（昭和31年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 1～4 ……略…… 5 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。 8～19 ……略…… 20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項</u>若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 21及び22 ……略……	附 則 1～4 ……略…… 5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。 8～19 ……略…… 20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、<u>第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 21及び22 ……略……

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の立川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

